

**津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価準備書**  
**三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要**

日時：令和元年 9 月 10 日（火）10：00～12：30

場所：三重県人権センター 中会議室

委員（事務局が代読）：環境省発行「サシバの保護の進め方」によれば、営巣中心域（半径 200m）および高利用域（半径 500m）の減少や分断を回避するように事業計画を変更することが求められています。「サシバの保護の進め方」でも示されているように、サシバは繁殖前半には水田やその周辺で狩りをしますが、繁殖後半には林冠や林内に狩場がシフトします。したがって、サシバにとっては繁殖後半の森林内の餌資源量が重要です。事業者による餌資源量の推定では、森林内での資源が B ペアにおいては 44%、A ペアにおいても 32%が減少することが示されており、両ペアの繁殖への影響は避けられないでしょう。したがって、サシバの繁殖への影響を最小限にするためには、B ペアの営巣中心域および高利用域が完全に含まれる予定地の南側では事業は行うべきではありません。北側においても A ペアの高利用域に含まれる部分は避けた方が良いでしょう。

事業者：植物のように移動できないものや、昆虫や水生生物で、特定の環境に依存して生息環境の消失が致命的なものについては、種の存続に影響を及ぼすと思うのですが、環境アセスメントで取り扱う動植物の保全が何を対象とするのか、基本的には種としてどれだけの絶滅リスクがあるかという議論だと思います。その中で B ペアという特定の個体への影響に事業者としてどこまで努力すればよいのでしょうか。もちろん繁殖行動を阻害することは避けなければなりません。巣に卵や雛がいる木を切ってしまうことは個体の死に繋がることなので厳に慎まなければなりません。B ペアがこの場所を今後も利用し続けるかは事業の影響だけでなく、他の要因もある中で、事業者が果たす責任がどこまでかをご判断いただきたいと思います。

委員：「指摘事項に関する見解」2(2)で、この場所を全面的に開発するのではなく、里山環境を残していこうという基本的な方針は、もとある環境を残してほしいという住民の希望があって進んでいるのかと思います。積極的に湿地や水辺環境を残していこうとしても、パネルを設置して施設が稼働すると、より乾燥した環境になっていくのではないのでしょうか。移植先として考えている湿地に関して、ご回答では地表水、地下水の流入が変わらないということですが、流域に入ってくる水が何%か減少するということは、やはり変化が生じるのではないのでしょうか。影響が小さいと言い切るのではなく、実際は分からないので、このような手立てを講ずるということを書いていただかないと納得できないところがあります。維持管理の方法やモニタリングの方法を示して下さい。

「指摘事項に関する見解」8(1)の湿地 A、B、河川や水路についても同様ですが、「流域を大きく改変しないことから」と言い切っていますが、それは分からないのではないのでしょうか。変わるかもしれないという前提で評価していただきたいと思います。また、要約書 p126 の附着藻類に関する記述が誤っているとお聞きしましたが、底生生物の項に示した内容となるということでしょうか。

事業者：その通りです。

委員：要約書の p127 で特定の着目すべき種としてドジョウが示されていますが、里山のような水辺環境であれば、湿地を創出するだけでなく、維持管理していくことが分かるような記述をお願いしたいです。それであれば工事関係者への環境教育の内容も、代替湿地を設ける目的を共有することが重要で、環境教育の実施目的が明確になるような記述が欲しいと思います。特定の種に注目するよりも、水辺環境を維持されるような工夫が必要で、それを事業者として行う姿勢を示して下さい。

委員長：準備書の底生生物や生態系に関する記述ということでよろしいですね。

事業者：ご指摘は周辺の湿地や水辺への影響の不確実な部分を考慮したうえで維持管理等の保全措置に取り組んでいく方針を予測評価に加味するという事で承知しましたので、評価書に反映させていただきます。

委員：委員の質問への回答で、アセスメントは基本的にレッドデータブックに記載されているような種について評価するものという趣旨の回答がされていますが、生態系という大事な項目もあるので種だけに注目した評価はどうかと思います。種への影響に注目した場合であっても種の多様性は生息地の面積に依存しているので、生息地の面積が減少することは大きなファクターとなると思います。

動かない生き物、移動範囲が小さいものは、生息域が消失することで大きな影響があるが、サシバのような移動する生物はどこまで影響が及ぶのかという回答をいただきましたが、サシバが依存している餌生物の移動範囲を考えると、サシバは動けるからよいという話にならないし、サシバの餌生物もそこに存在する植物群落に依存しているので、面積・場を抜きにして語れないと思います。

評価書 p784 からの記述で、餌資源量が B ペアで 3 割減少する予測をもとに「影響が小さい、餌資源量は十分に確保されている」という評価はなぜでしょうか。どのような根拠で餌資源量が足りているといえるのでしょうか。餌生物を食べるのはサシバだけでなく、栄養状態がより上位の捕食者にとっても餌となるので、餌資源量が 3 割減少したときに他の栄養段階の上位の捕食者の餌資源が足りているのかを検討しないで、サシバの餌資源は足りているといえるのでしょうか。

仮に餌資源量が 3 割減少して、その年は大丈夫だったとして、翌年さらに餌生物が減少することになれば持続が可能かどうかをお尋ねしたところです。餌資源の持続性は餌生物が多岐にわたること、年次変動や生息環境の変化による変動要因が不確実で評価困難とされています。餌資源量が 3 割減った時に生態系の上位捕食者の餌資源が十分かを評価する必要があると思いますが、いかがですか。

事業者：おっしゃられることが実際の自然界で起こりうることと理解はできますが、それをアセスの調査の中で予測することは難しいのが現実です。

委員：準備書の中で、サシバの餌が何か、食べる量がいくら、ということで餌資源量が足りるかどうか予測されているのだから、他の上位捕食者についても餌となる両生類・爬虫類・昆虫が十分あるか予測することができませんか。

事業者：仮にそれを行うとすると、学識者の方々に上位種や餌の種類をお聞きしながら行うことになると思います。どのくらい費用や時間がかかるかわかりませんが、それを行うことによってアセスの議論が良い方向に進むかがわかりません。

委員：餌資源量が3割減少する中で、サシバの餌としては十分であっても、他にも同じ餌を食べる生物がいて、それらをまかなえるだけの餌がないのであれば、足りているとは言えないですね。

費用と時間のバランスの問題はその通りですが、この場所の生態系の評価は大事だと思います。面積が減ると餌資源が減るという評価ですが、面積と生息する生物の質の問題、面積が少なくなると上位の捕食者から消えていくことは予測できるわけなので、サシバの餌資源として両生類・爬虫類・昆虫が減少することが、その他の上位栄養段階の捕食者にどのような影響があるか書くことは必要ではないでしょうか。不確実性が高く予測困難というのであれば、準備書 p787 に記載の「繁殖成功に必要な餌資源量は十分に確保される」という表現はできないのではないのでしょうか。予測は現実的に困難というスタンスを本文に記載する必要があると思います。

事業者：ご指摘の通り評価書で文章を改めたいと思います。事業者としてはアセスメントの制度の中で、どのような保全措置が事業者にとって現実的かつ実行可能で最大限努力できるかを求めていきたいと思っており、できれば時間と労力もそこに使いたいと思います。表現については不確実であることを考慮して断定するのではなく、文章を改めたいと思います。

委員：事業者のスタンスはよくわかりますが、委員として生物の保全は重要な観点なので意見として述べさせてもらっています。十分だと断定するのではなく、わからない部分はわからないと評価したうえで、事業を実施した際に不都合が生じたのであれば、それが次に向けて活きるのだと思います。

確認したいのですが、造成裸地の緑化は、木を植えるのですか。

事業者：造成工事で切盛りを行ってパネルを張る敷地を作るわけですが、造成裸地の大部分はパネルを張る敷地になる部分ですので木を植えることはできません。主に外周部に法面ができませんので、そのような部分は植栽を行います。

委員：樹木であれば代償措置としてわかるのですが、草地であればそうは言えないと思います。

見解の中に法面で草地が形成されて草地性の鳥類が増加すると書かれていますが、木を植えることと矛盾しているではありませんか。

事業者：草地が成立するのはパネルや管理道路を想定しています。すでに供用しているメガソーラーを見ていただくと、パネル下に草が茂って草地になっています。樹木を植栽する法面は外周部に限られてきます。

委員：パネル下に草地は出現するが、実際に鳥類が利用するかは不明ということによろしいですね。

事業者：経験上、供用しているメガソーラーではパネル下が草地になっているので、そのような環境を好む鳥類が増えるのではないかという想定ですが、実際に鳥類相を調査したわけではありませんので不確実なところがあると書かせていただきました。

委員：先ほどの回答を伺うと、データはたくさん採られているが評価がふさわしくないのではないのでしょうか。正しい評価をされて環境に影響があるということであれば、対応策の議論になるところですが、そうならないのでデータ解釈の話をせざるを得ないことをご理解ください。

指摘事項に関する見解 p9 で餌資源量の推移を春・夏・秋に両生類・爬虫類と昆虫に分けて書

かれています。実際には何を食べているのかは難しく、調査もコスト的にも難しいと思うのですが、これまでの研究では、畔の草が刈られていたり、田の稲の丈が短いとカエルのような両生類を見つけて食べることができるが、夏以降に草が繁茂すると森林の中でガの幼虫のような昆虫を食べざるを得ないという解釈がサシバについては一般的です。そうすると餌資源量を両生類・爬虫類・昆虫を足して考えるというのは間違っています。そうでなく、早い時期は両生類・爬虫類で、夏以降は主に昆虫なので、昆虫に頼っているという仮定をしてもよいくらいです。条件が良ければヘビなどを見つけて食べることができるかもしれないから、3割は両生類・爬虫類を入れるとか、過去のデータに基づいて判断できると思います。だから、人間が調査で見つけることができた両生類・爬虫類・昆虫をすべて餌として考えることが間違っているのではないのでしょうか。そうすると、この事業で見つけられたバッタ類が両生類・爬虫類に比べると少ないことから、森林を伐採してソーラーパネルを設置した場合、特に夏以降に鳥にとって餌資源量がどうなるかを考えるべきです。草地が増えるとバッタ類は増えるかもしれませんが、併せて評価するべきではないと思います。

事業者：調査手法の精度については、ご指摘いただく部分があると思いますが、既存のアセスの調査で、このような手法が多く用いられており、準拠させていただいたところがありますので、調査予測手法をどのように変えればよいか、すぐにお答えすることは難しいです。

委員：サシバが希少になっているからオオタカに代わって絶滅危惧種になってきているなか、研究も進んできて、季節的に餌がどう変わるかといったデータも積み重なってきています。今回の場合、餌資源量はフィールドで調べられていて、あとはデータの解釈で現実には近づけることができるので考えていただきたいと思います。生態系にインパクトが弱い解釈をするのではなく、保守的にデータを解釈して、そのうえでディスカッションをさせてください。

指摘事項に関する見解 p8 で、林縁部と林内に分けてデータを整理していただきましたが、踏査ルートによって餌資源量に偏りがあるのではないのでしょうか。落葉広葉樹林、植林地、竹林を包含するから同等に扱ってよいとはならず、それぞれ大まかな面積に応じた構成比で考えなければならないのではないのでしょうか。「概ね妥当なデータである」と書かれていますが、そうは思われません。

事業者：研究レベルでは最新の知見を反映する部分があると思うのですが、仮定の部分も増えると思います。季節的な変動を既存の研究例に当てはめて、この時期は何割が両生類、この時期は何割が昆虫と仮定して数字を出すことは勇気があることです。植生もそれぞれ面積に応じてということですが、踏査が植生別にデータを取っていない部分もあるので、直ちに反映しますとはお約束できません。

ご指摘は真摯に受け止めて評価書を作っていかなければならないと思いますが、ディスカッションするためのデータが必要であれば、本来は方法書の時点で議論すべきではないかと思えます。

委員：たしかにサシバの餌資源に関しては方法書で定めていませんね。その中で調査をされていることは十分わかっているのですが、先ほどお話したように正しいと思う方法で計算すると餌資源量は事業者の試算よりも少なく評価されると思います。資源量が多いほう、多いほうにデータを解釈されていると思われることが一番の問題です。

事業者：有利な解釈をしたというわけではなく、これまでのアセスで一般的な手法を採用したものです。不適切ということであれば改めなければなりません、他にどのような手法を使えば

よいでしょうか。事業者としても進め方に苦慮しているところです。

委員：フィールドで取得したデータの解析の話をしているわけなので、たとえば両方を併記することもあるのではないのでしょうか。データの解析自体も大変ですが、真の値に近づける方法があると思います。せっかく苦労してフィールドで採ったデータが生かされていないように思います。サシバについては集中的に調査してもらっているので、データ解釈は保守的に行うとそこから議論がスタートできるのではないかと思います。

この場所はBペアだけでなく、Aペア、Cペアも採餌場として使っており重要な場所だと思います。3ペアともこの場所は生態上重要な位置を占めているし、生態系・サシバという種を考えると餌は大事です。鳥は飛ぶことができるからある程度は対応できるけれど、サシバは正確に営巣場所に戻る鳥なので、戻った時にパネルが張られていたらどうなるか、餌場として最低限20haの土地とカラスなどの鳥がいないこと、そういった条件を満たした場所が減ってきていることがサシバの個体数が減少している一つの理由です。そういった中でAペア、Cペアの餌場としてこの事業予定地は大事になってきているので、Bペアだけのことを考えればよいとは思えません。

事業者：見解書のp9に書かせていただいた部分で、表現にいたらない部分があったかもしれませんが、Aペア、Cペアのことを考慮していないわけではなく、現実的にこの事業の中で最大限改変せずに残せる部分を考えて場合、Bペアの周辺しか残せないため、これが最大限できる保全措置となってしまっているものです。ただし、Aペア、Cペアについても近接区域であることを考慮して、工事中の騒音・振動を防ぐためモニタリングをする等対策を講じています。

委員：言われることはわかりました。Aペア、Cペアについて事業の結果どうなるか、生息に問題ないという解釈でよろしいですか。

事業者：餌資源に関しては十分という言葉が適切でないかもしれませんが、変化の量は小さいという予測になっています。

委員：「サシバの保護の進め方」の考え方でいけば、この場所は改変できないように思います。北側のAペアの高利用域がかからない場所は可能だと思いますが。

委員：地質と自然災害についてご質問させていただきます。地質についてボーリングコアのデータを見させていただいたところ、たくさん貝化石が入っていました。これまでこの地域ではイルカなどの海生哺乳類の化石が出てきており、大変貴重なものです。造成工事に伴う切土で泥岩層が出てくるとは思いますが、調査する機会を設けてもらえないのでしょうか。取り置きして、子供たちが取り出す経験ができるようしてもらえると良いと思います。

事業者：実施可能な範囲で工事の途中で見学するなど、そのような機会を設けさせてもらいたいと思います。

委員：現地ではなく、他の場所に運んでもらうことも検討してもらえますか。

自然災害について質問ですが、関東で水上設置型太陽光発電所の火災がありました。今回の発電所とは設置条件が異なることは理解していますが、地震や地滑りでパネルが被害を受けることも考えられるので、本事業における安全対策についてお聞かせください。

事業者：事故が発生したばかりで火災の実際の原因が分からないので、本事業にどう影響するかははっきり言えないのですが、災害でパネルが壊れただけでは火災になることはないと思うので、情報を収集して検討したいと思います。

委員：方法書の審議のなかで、「準備書に向けてより具体的な検討を行います」といった回答をいただくことが多いのですが、今回、準備書の審議でデータの解析が不十分との指摘をさせていただいたところ、方法書で議論すべきとお答えがありました。発言の真意をお聞かせいただきたい。

事業者：方法書段階のご指摘をふまえて、調査地点や項目を増やすなど対応をさせていただいているところです。さきほど方法書段階でという話をさせていただいたのは、委員から指摘されていないから行っていないということではなく、既存事例を参考にした手法で今回の結果をお示ししたということであり、データを事業者に都合よく見せるためではないという趣旨です。

委員：既存事例に基づくことは当然ですが、新しい知見も増えてくるわけですので、以前からある調査手法しか使わないという必要はないと思います。既存の手法で結果を出すだけであれば、環境影響評価委員会が議論する必要もありません。事業者として環境影響評価についてどう考えていますか。

事業者：環境調査を行うためには仕様が必要ですので、ある程度決まった手法を採用する必要があります。アセスの各段階でご指摘いただいたことについては、追加で対応させていただいています。できるかぎりやっているとありますが、研究レベル、最新の論文に基づく予測・評価までは対応できないところもあります。予測・評価を受けて、いかに保全措置を講じるかが重要な部分でありますので、最新の研究事例に基づく調査解析を行ったとしても、事業を実施するうえで環境保全措置に資するものでなければ労力を割きづらい部分もあります。

委員：過去から申し上げているところですが、水質で量が議論されていないことが不満です。水が無ければ生物が生きられないわけですから、量の変化は評価しなくていいのでしょうか。水は生物活動の媒介者という意識、この項目は調べなければという意識をもって調査しているのか、水質が変化すると生物の生息に影響が生じるのではないかという観点を持っていただいているのかお聞きしたい。

事業者：今回の事業で土地利用が大きく変わることで、浸透する水の量が変化するという意識はしています。そのうえで現況が分からない部分もあり、準備書には変化量は計算して示しておりません。単に浸透する能力の変化を計算してお示しすることは公の数値で可能かと思いますが、今回の現場にあっているか確認する必要もありますし、これまでのアセスとして評価されていないのが事実です。

委員：指摘事項に関する見解 p2 で、ため池 W-8 の流域面積が 12%減少、W-9 の改変区域は 20%であるとするなかで、地表水、地下水への影響は小さいとされていますが、小さいと考えた根拠はありますか。何%だと大きいといえるのですか。

事業者：正直申しますと、根拠はありません。何%だと良いという根拠はあるのでしょうか。

委員：なぜ小さいと考えたのですか。根拠がなければ記載が不適切です。

事業者：そういう意味では 20%の減少となりますと記載するのが正確かもしれません。

委員：熊本で涵養域の面積が 2.7%減少したことで、下流域の水位が下がったという事例があります。12%は小さいと言えないと思います。

事業者：それに関してはモニタリングしますとしか言えません。

委員：調査をして数値計算をすれば示せると思いますが、準備書には載っていませんね。記載があればそれについて議論することもできます。

事業者：今回ご意見いただきましたので、評価書で反映したいと考えています。

委員：準備書に運用開始時の調整池が記されていますが、1号調整池はW-8と位置が被るのですか。

事業者：W-8は1号調整池の北になりますので位置が異なります。

委員：整地して地形改変した後の調整池1～7号の流域面積はどのように考えていますか。

事業者：現況の流域面積と変えないようにしますので、現況と整地後の流域界は異なります。

委員：流域界がわからないと排水経路、洪水調整容量の判断がつかないのでわかるようにしてください。

準備書 p376 で地下水のモニタリング結果を示してもらっていますが、なぜ No.6 で調査していないのですか。事業地から全体的に出てくる地下水の流量変化を押さえるのであれば、大きい谷の出口である No.6 で調査する必然性があると思うのですが。小さい流域の No.1 で調査した理由はなぜですか。

事業者：No.1は調査のために掘ったのですが、他は個人が所有する井戸のため、そのうち調査の了解が取れたものが No.2 と 3 になります。No.6 は所有者と接触できなかったこともあり、水位観測から外したものです。

委員：やむを得ない部分もあるのかもしれませんが、調査をするなら No.6 です。既存井戸でなくても近くに井戸を掘るなどしてもよかったですではありませんか。

事業者：井戸を掘るにしても地権者の了解を得る必要があります。No.1 は事業者の事務所に借地している土地でもあり、裏川を挟んで事業実施区域側ということで選定しました。

委員：そのあたりの考え方ですが、環境調査地点としては適当でない地点で採ったデータを示して、他にデータがないから仕方ないということでしょうか。評価に必要なデータを示して初めて議論ができますので、よく考えていただきたい。

水質と濁りの話では、濃度が高くなることではなく、薄くなることも議論しなければいけないのではないのでしょうか。昔は公害のことがあって濃度が高いことが問題とされてきましたが、水質改善が進んで、逆に水質濃度が下がりすぎて栄養塩が出てこないという問題も発生しています。地下水の浸透する量が減少して、濃度の高いものが雨の多いときに押し出されて出てきたものが、直接流出が多くなって濃度が下がることがあったら、そちらの方が生態的に影響を与えるのではないかと危惧しています。

事業者：栄養塩の減少でノリの養殖に影響が出ているという話ですね。今回、見解を作成するにあたり、降水時に測定した流量を検討してみたりしたのですが、どのくらい浸透しているのかは分かりません。地元の方々に聞いてみても、大雨が降っても次の日には水路に水が無いということで、あまり山には浸透しないということを知っています。地下水に関して一番心配したのが、波瀬の集落への影響ですが、これについては水位を測定しており影響ありません。次に農業用水ですが、現状でも導水によっているので問題はありません。その次は生物ということになってくるのですが、今回湿地を計画しているところでは、ある程度の流域を残すため維持されると考えています。もちろん、モニタリングしていきますので、変化も追っていきます。地下浸透がどうなるかについては、検討できていないところですが、ため池の水位観測を行っていて 200 トン/日の流入があることを確認しています。この流域で 200 トン/日ですので非常に少ないです。現場を歩いても地下水は染み出し程度で湧水は見られないということは把握しています。そのような状況を踏まえた定性的な評価として、土地利用は変わりますし、浸透能

の減少はありますが大きな影響はないということでまとめさせていただきました。

委員：状況証拠としてはわかりますが、流域面積が減少するのがどこの場所なのか、改変するのがどこの場所なのか、そこが浸透域・涵養域にあたるのか流出域にあたるのかで評価が違ってきてしまいます。その点で改変面積が何%だから影響は小さいとはデータの裏付けがないと言えません。

No.6の観測井についても許可が取れなかったから仕方ないではなく、評価のために必要なデータを取る方法を考えてもらいたかったと思います。

委員長：指摘事項に関する見解 p3 で、委員からの「調整池の設計にあたっては十分な安全率を確保してください」という質問に「三重県基準により必要容量を確保する」と回答されていますが、委員の質問は単に基準を守ってくださいという意味ではないと思います。

事業者：最近、気候変動で非常に激しい雨が降ることもありますが、設計に用いる三重県の基準では50年確率の降雨も対象にしています。想定している雨と、最近被害をもたらしたような豪雨とを比較して大丈夫と言えるのであれば、数字をお示しするなどしていきたいと思います。基準を守れば大丈夫ということではありませんが、基準以上の雨量をどこまで想定するかという問題もあります。基準で足りないことはないと考えていますが、想定外の雨ということもあり得ますから、絶対に何があっても大丈夫とは言えません。ただ、調整池を設けることで下流に対する影響としては現状よりも抑制できることは事実と考えています。もう少し考え方を整理します。

委員長：最近の集中豪雨を考えると、少なくともこの見解では不十分だと思います。ところで、調整池は浚渫などを行うのですか。

事業者：調整池には水を貯める部分と堆砂させる部分があります。オリフィスの下は堆砂させる部分です。工事中に入ってきた土砂は取り除き、あとは定期的に維持管理していきます。

委員長：20年後に事業を終了するとなった場合、調整池の維持管理はどうされる予定ですか。

事業者：FIT法には、事業終了後に元に戻す費用を見込んでおくという考え方があります。地元と協議が必要ですが、事業者としては20年後に太陽光発電を終えるつもりではなく、発電事業を継続していければ調整池等の施設も維持していきます。何十年もたって、この場所が他の事業でも使わなくなったときに調整池をどうするかは、現時点ではお答えできません。

委員長：方法書の議論の中では、20年後は植林して元に戻しますということをお聞きしたのですが、状況が異なってきたのですか。

事業者：事業終了後は調整池を撤去したり植林したりということも考えられますが、防災面も考慮する必要があります。県の林地開発許可の関係もありますので、即答は難しいです。

幹事（治山林道課）：20年後に植林する話については、林地開発許可は関係ありません。造成終了後の話ですので、土地所有者の責任で行ってまいります。

指摘事項に関する見解 p4、委員の質問に対する見解で引用されている「開発許可制度事務ハンドブック」には概要しか書いてありません。「宅地等開発事業に係る技術マニュアル」に従っていると思いますので訂正ください。なお、造成前と造成後の流出量を技術基準に基づいて計算していますが、水文観測で判断すべきだと思いますので、再検討いただけませんか。

また、指摘事項に関する見解 p10 で「具体的な樹種や樹齢、本数等は今後の林地開発許可手



続きにおける協議事項」と回答されていますが、これらは法的な協議事項ではありません。林地開発許可は申請者の計画が基準に合致しているかを判断するものですので、事業者が基準を満たす植栽計画に基づいて CO2 吸収量を算定することは可能だと思います。

幹事：(みどり共生推進課)：前回の委員会で、サシバの餌資源量が最大行動圏に基づいて算出されているので、高利用域に基づく算定でないと過大評価となると指摘したところですが、どのようなになっていますか。

事業者：評価書に反映できるよう作業を進めていますが、現時点で資料を持ち合わせていないためお答えできません。

幹事(地球温暖化対策課)：指摘事項に関する見解 p3 の委員からの質問「中性固化材であってもカルシウムイオン等の溶出が想定され、そういった観点から水質への影響について予測・評価する必要はありませんか」への回答として、有害物質の溶出試験の結果を示されていますが、委員は有害物質の溶出による影響を聞いているわけではありませんので、改めて回答をお願いします。

事業者：固化材ではフッ素の溶出が問題になることがあります。技術的に抑えることは可能です。カルシウムについては現在のところデータを持っていませんが、石灰系ではないのでそれほど出ないのではないかと考えています。

委員長：メーカーに確認する等、有害物質以外の情報も必要だと思います。

幹事(治山林道課)：地表面は早期緑化するとしていますが、法面だけでしょうか、パネル下も緑化されるのか確認させてください。風と気温変化の関係については今回ご回答いただいていますので、評価書の記載を再整理いただくようお願いします。